

公立図書館における遠隔型図書館への機能転換

坂 本 俊

Conversion of public libraries to remote type libraries

Shun SAKAMOTO

日本文学科, 文学部,
安田女子大学

要 旨

日本における公立図書館の図書館サービスは、第二次世界大戦後にアメリカの図書館をモデルとした形で導入されて以来、図書館施設に利用者を集めてサービスを提供するといった参集型図書館が基本に置かれ続けてきた。情報化社会への変化や通信技術の進展により、遠隔サービスが取り組まれ、さらに情報サービス重視の図書館サービスへと変化しても、参集型図書館の延長線上の変化にすぎず、中小規模の公立図書館にとって制度疲労を引き起こす要因になっている。また、COVID-19影響下においては従来の参集型図書館では図書館サービスに制限が課されることになり、新たな図書館モデルが必要とされる。このような状況をふまえ、今後の社会変化を見据えた公立図書館の一つの形として遠隔図書館への抜本的な転換の必要性について考察した。

キーワード：公立図書館、図書館サービス、パブリックサービス、COVID-19

はじめに

現代の図書館の基礎は戦後、GHQ/CIEによるアメリカに倣った図書館モデル及びその思想が導入されて作りあげられたものとされている。特に公立図書館で提供される諸サービスは1950年に制定された図書館法の第3条においてそのあり方が示され、現在も変わらず図書館活動の中心概念として捉えられている¹⁾。

図書館法第3条では具体的なサービス活動が列挙されているが、これは図書館という存在がどのような機能を持ち、それをどのような形で実現していくかの例示と見るべきであり、列挙されているサービス範囲内に図書館活動を押しとどめるものではないと解釈されている。また、これら図書館サービス活動は、図書館法の制定時期を考えると、図書館施設という参集型図書館を基礎とし、その来館者に対するサービス活動を前提に考えられたものである。しかし、時代の変遷により、図書館サービスは来館を前提とするサービスから、ネットワークを介した非来館形式の図書館サービスへと重点を移してきており、近年では情報サービスへ注力する方針が打ち出され、益々その傾向を強めてきている。

また、直近においては新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）の蔓延による生活様式の急激な

革新が迫られる中で、多くの図書館が閉館し、従来通りのサービスが提供しえない形を余儀なくされている²⁾。この状況は決して一過性のものとは考えられず、これらを契機とした新しい形での社会生活への変化を見据えた図書館サービスの提供が求められている。

そこで本稿では、日本の図書館サービスについて整理するとともに、これまでの参集型図書館から遠隔型図書館への転換を軸とした公立図書館の新しい形を検討していく。

1. 図書館サービスの意義と変遷

1.1 図書館サービスの定義

図書館サービスの定義として「図書館サービスは、広義には、資料の選択・収集、組織化、保管・保存などの収集・整理業務であるテクニカルサービスと、資料・情報の利用・提供にかかる閲覧・奉仕業務であるパブリックサービス（利用者サービス）を含む概念である。狭義には、パブリックサービス（利用者サービス）だけを指して使われることが多く³⁾」とされており、図書館における蔵書形成および管理を担うテクニカルサービスとそれら図書館資源を基にし、利用者へ直接的に働きかけるパブリックサービスに分けられる。

テクニカルサービスとパブリックサービスの関係は、パブリックサービスの質の確保には、それを支えるテクニカルサービスが必要であるとされているが、本稿においては、図書館サービスは利用者中心のサービスであるという姿勢を支持し、かつ公立図書館として、どのようなサービスを確立していくべきかを中心に論じるため、図書館サービスを狭義のパブリックサービスに限定して考察することとする。

1.2 図書館法における図書館サービス

公立図書館および私立図書館を規定している図書館法第3条では図書館サービスの目的を次のように規定している。

図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようになること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること

ここで列挙されている列挙項目を整理すると、①情報資源収集機能（一）、②情報資源整理機能（二）、③情報提供機能（三、七）、④機関連携機能（四、九）、⑤学習機会提供機能（五、六、八）として分けることができ、根本的な図書館機能に携わる図書館サービス項目であるとも言える。

1.3 パブリックサービスの変遷

図書館の館種を問わず、現代の図書館における基本的なパブリックサービスとして閲覧、貸出、情報（レファレンスも含む）サービスの3つが挙げられるが、上記の①、②、⑤は閲覧・貸出サービス、③、④は情報サービスを支える機能として考えることができる。

アメリカ、イギリスにおいて公立図書館の様式が誕生した19世紀以降の図書館の発展における図書館サービスの拡充・変遷を考えると、まず館内サービスとして、閲覧サービスが提供され、次いで館外サービスとして貸出サービス、さらに情報サービスへと図書館サービスが拡充されてきたという流れを見ることができる。日本における図書館事情も同様に、第二次世界大戦以前の大部分の公立図書館では図書館サービスは閲覧サービスが中心であり、図書館側が揃えた資料提供を受ける読書施設として設置されていた。その後、第二次世界大戦後のGHQ/CIEによる教育改革の一環として、アメリカ型の図書館モデルが導入されるにつれ、館外サービスとして、貸出サービスや巡回文庫等の移動図書館サービス、情報サービスとして、レファレンスサービスの導入が図られていき、現在の図書館における基本サービスが確立していった。

特に貸出サービスは『中小都市における公共図書館の運営』、『市民の図書館』の刊行によって、図書館サービスの根幹に据えられたことで、これらの刊行以降、貸出サービス中心の図書館体制を作り上げられた。また、これらの資料によって図書館のサービス圏を想定した全域サービス及びサービス圏外の対応としてアウトリーチサービスの実施などが公立図書館の基本サービスとして認知されるようになった。

1990年代から2000年代には、生涯学習概念の定着および情報利用行動の変化に伴い、情報提供機関としての機能拡充が求められるようになり、課題解決型の図書館サービスを始めとする種々の情報サービスを提供するようになった。これらのサービスは電子図書館の構想にも見られるように、電子メディアやWeb情報源など、デジタルコンテンツを中心におこなわれるため、インターネットを介する形での館外サービスの拡充につながっている。その一方で、場所としての図書館という形で、図書館をコミュニティにおける共有スペースとして再定義し、従来の資料・情報提供に囚われない図書館サービスも提供されるようになってきている⁴⁾。

このように、これまでの日本の公立図書館におけるパブリックサービスを概観すると、館内閲覧サービスが中心であった参集型の図書館サービスから、館外サービスへと拡充されていったことが見て取れる。しかしこれらの関係性は、あくまで参集型の館内サービスを図書館活動の中心と置きつつ、その範囲外への補填・代替という形での館外サービスとが展開されてきたとも言える。1950年の図書館法の制定以来、様々な図書館サービスが創起され、近年では種々の電子サービスも試みられてきているが、図書館サービス活動の基盤として図書館という施設を念頭に置いているという点については依然として変化が見られない。

2. 社会制限下における図書館サービス

2.1 COVID-19影響下における公立図書館の対応

このような状況にあった図書館だが、2019年11月末以降、世界的にCOVID-19が流行したことにより、多くの図書館が閉館措置をとることとなり、当然のことながら集客を中心とした参集型の図書館サービスの提供にも制限が課される事態に陥っている。

図書館界におけるCOVID-19への主な対応として、日本図書館協会（JLA）は「緊急事態のもとでの図書館の対応について」⁵⁾を公表し、「各図書館におかれましては、自治体、教育委員会、設置母体等と、密接に情報交換・協議をして歩調を合わせ、それぞれの地域の状況に適した、感染拡大を防ぐ対応を図っていただきたい」としつつ、それぞれ異なる環境下に置かれている図書館を鑑み、利用者はもちろんの事ながら、そこで勤務する図書館職員も含めて、最大の配慮事項は人命の尊重であり、それをまずは優先すべきであるとしている。また、その上で、休館＝何もしないといた状態ではなく、各館で可能な範囲で図書館活動を実行していくことを表明することで、休館措置を余儀なくされている図書館についての理解を求めている。

また、上記の発表を基に「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン⁶⁾」を策定し、COVID-19影響下において、感染拡大予防策を講じつつ、図書館活動の再開方針を提起している。

世界的な図書館の対応として、国際図書館連盟（IFLA）は「COVID-19と世界の図書館界」（COVID-19 and the Global Library Field）を公開し、各国でCOVID-19への取り組みを紹介している⁷⁾。その中で閉館措置をとっている図書館の再開に関しては慎重な姿勢を見せていることを挙げ、再開のための措置として、①館内利用者数の制限、②利用者の集中緩和、③衛生管理の促進について、各国の事例を挙げて説明されている。また、COVID-19の流行初期段階においては休館または厳しい遠隔利用中止の図書館活動に制限されてきた図書館も、徐々にではあるが、各国で策定された図書館再開に向けたガイドラインに基づき、制限を緩和した図書館活動を再開させてきている状況にある。COVID-19による制限下の社会では、物理的な接触を極力避けることが有効とされているが、図書館サービスでは遠隔サービスによって図書館員と利用者といった人同士の接触を回避しえたとしても、そこで提供される図書館資源と利用者の接触は物理的な情報資源を用いる場合には根本的には避けることができない。このため、来館不要で、インターネットを介して提供を受けることが可能なデジタルコンテンツへの需要が高まっており、各国ともオンラインでの情報資源の提供策を強化していることが報告されている。

2.2 資料提供施設から情報提供機関への転換

日本の公立図書館では明らかに図書館サービスの主体は参集型図書館の存在を前提としてきた。図書館で収集・提供される情報資源が物理的な資料という形であった時代においては、その資料を利用者へと提供することによって利用者の利用要求に応えていたため、直接的な資料の利用がパブリックサービスの基本とされてきた。一方で1990年代以降、デジタルコンテンツの台頭、通信ネットワーク技術の進展により、図書館で収集・提供される情報源は物理的な資料のみならず、デジタルコンテンツも包含する情報資源となり、それらを提供するハイブリッドライブラリー化が進められてきた⁸⁾。

これらハイブリッドライブラリーの機能としてデジタルコンテンツの整備、提供が求められ、

その提供コンテンツとして、各種データベースや、Webサイト等のデジタルアーカイブを中心とする情報・データ群は充実してきているが、読書資源としての電子書籍の導入は一向に進んでおらず、また導入されている図書館においてもあくまで追加オプションの一つでしかないという状態にある。このため、現在の公立図書館の多くが、従来通り、物理的な資料を確保し読書施設として機能しつつ、情報提供機関として電子サービスを提供するといった参集型図書館の延長上のハイブリッドライブラリーの形に留まってしまっている。

その一方で、「これからの図書館の在り方検討協力者会議」によって示された「これからの図書館像」では、図書館の基本的在り方を、「あらゆる情報を一個所で提供しうる「ワンストップサービス」機関であり、職員がそれを案内するサービスを行う点に特徴がある。」としており、これまでの文化教養を高めることを主目的とする読書施設としてではなく、図書館の利用者への情報提供をすることを主目的とする情報提供機関としての図書館サービスの在り方を目指していることが分かる。

3. 図書館サービスの新機軸

3.1 閉館＝何もしないという図書館観

これまで見てきたように、図書館サービスの多くが図書館という施設に利用者を集める参集型図書館サービスの延長線上で考えられてきた。特に、図書館で収集・提供する情報源が物理的な資料から、デジタルコンテンツを含む情報資源へと拡張され、館外サービスとしてそれらを利用することが可能となっはいるものの、一定数以上の利用層として図書館に来館すること、そこで時間を過ごすこと事態を目的としている利用者が存在しているのは確かであり、読書施設、家庭教育支援施設としての性質を強く持つ中、小規模の市町村立図書館においてはそれが顕著と言える。

これらの利用者にとって、図書館サービスとは図書館施設で享受することが当たり前であり、サービスを提供する図書館側も情報社会への変化を憂慮しつつも、利用者中心のサービスをうたう手前、その様な従来通りの利用者の存在を是認してきたと言える。このためCOVID-19影響下において図書館が閉館措置をとることで、利用者にあたかも全ての図書館活動、図書館サービスが停止しまったかのように受けとられてしまう懸念が生じ、JLAの声明として、閉館が即、図書館活動の停止ではないという苦言を呈しなければならなかったと考えられる。

ここに日本の図書館界が2000年代以降、図書館を読書施設ではなく、情報提供機関として捉え直すことに苦心しながらも、未だに読書施設・資料提供施設として受けとられていることを抜け出すことができないといった公立図書館の姿を見ることが出来る。

COVID-19の感染拡大防止のための基本措置として、3密（①密閉、②密集、③密接）を避ける条件が課せられることが常態化する中で、当然の事ながら図書館における参集型の図書館サービスには大きな制限が課されている。このため、3密を避けつつ図書館サービスを提供するために、デジタルコンテンツの充実や遠隔利用への対応強化に努めることが有効となる。情報提供機関としての図書館機能を考えると、施設利用の制限による図書館活動の一部停滞はあっても、それが必ずしも電子サービス等を用いた図書館活動への制限にはならず、図書館活動の全面停止はないことは明白であるが、それが日本においては図書館の利用者意識に根付いていないということが図書館サービスを矮小化させ、硬直化させている要因と言える。

3.2 情報資源の共有化と補填機能

図書館を読書施設として捉えるのであれば、少なくとも電子書籍の整備・提供環境が利用者の求める水準まで達しない限りにおいては、既存図書館の代替とはなりえないため、従来通りの図書館施設を必要とする参集型図書館の形をとらざるをえない。しかし図書館の主機能を情報提供機関として捉えるのであれば、図書館施設と図書館サービスを切り離して考えることが可能となる。

図書館が独自の図書館施設を保持することが必要だった要因の一つに、図書館サービスが各館で完結できることを基本として、それに対応できない場合に他館との連携によって対処するという方針をとっていたことが挙げられる。このため、図書館で扱うことができる情報源が物理的な資料に限られていた時代においては、近隣の図書館との蔵書構成が重複していたとしても、利用者の利用可能性を考慮すると、各館において同じ資料を保持することに意味があった。しかし、情報サービスとして主に利用されるデジタルコンテンツの大部分は図書館に所蔵されるものではなく、外部データベースへのアクセスによって利用する形をとり、図書館側ではアクセス権の取得による利用となってきた。このためネットワークの通信可能性を確保することで、これらの情報源を利用者へ提供することができると考えると、蔵書規模の多寡が図書館の能力を決定づける要因となはならず、固有の蔵書を揃え、常備するための施設を持つ必要性は薄れてくる。このため図書館で扱う情報資源の外部化が進んでいる現在においては、同じ情報資源を保持することよりも、情報通信及び物流のネットワークを強化し、情報資源の共有化と補填機能を充実させていくことこそが必要ではないだろうか。

3.3 図書館機能の分担化

現在、公立図書館においては都道府県立図書館及び大規模市立図書館は情報提供機能、中小規模の図書館は読書機能を中心に図書館サービスを展開している。以前、拙稿において県立図書館の機能分担化を論じた際に、中小規模の公立図書館に対して、アプリケーション図書館という概念を取りあげたが、COVID-19以降の図書館として、この図書館モデルは有効であると思われる⁹⁾。この図書館モデルでは、多重的な情報ネットワークを構築することによって、総体としての情報サービスの提供を志向するものとなる。この際に各図書館は情報源と利用者との窓口の役割を重視し、利用者にとって必要な情報資源もしくは情報入手経路を示すことをサービスの主目的とし、情報資源の保存機能を制限する代わりに、情報提供機能を強化するといった図書館となる。このような図書館では過剰な書架や書庫を設置する必要がなく、利用者スペースへと施設資源を割り振ることができ、また、遠隔サービスとしての情報サービスを図書館サービスの中心に据えることで、図書館内における過剰な接触状況を避けるとともに、館内サービスを受けざる得ない利用者と切り分けることができる。

これまでの公立図書館は保存と利用の両立を掲げていたため、制度疲労を起こしていた面が見られるが、このようにアプリケーション図書館化を進め、保存機能を大規模図書館へ移すことによって、これを解消し、利用者優位の図書館サービスを提供できる環境を整えることができるのではないだろうか。

おわりに

日本に導入されたアメリカの図書館モデルについて、裏田は、1956年のアメリカ公共図書館改定基準で示された4類型を基に図書館の根本機能をコンディショニングであるとし、図書館の社会的な存在意義として、言語的・図象的・音響的に記録された知的文化財の内容を社会的に制御していく作用であるとしている。また、「図書館がソーシャル・コンディショニングの作用であるということは、無限の資料源から有効に利用者に至る働きの総体をさすわけで、社会的制御をうける思想・経験・事実などの内容を記録した物理的形態としての資料を収蔵する施設をいうのではない。」と図書館の在り方を示している¹⁰⁾。

これまで館外サービスの拡充とともに、図書館施設に縛られないサービス活動については「壁のない図書館」といった図書館観も示されている。このように図書館は施設ありきの存在ではないとされながらも、従来の公立図書館では資料提供サービスを中心としていたため、物理的な蔵書を備え、利用者を集客することで図書館サービスを提供するという参集型図書館という形式をとっており、提供される情報資源がデジタルコンテンツへと拡充され情報源の外部化が進んでいてもその延長線上の変化でしかなかった。

しかし、社会における物理的な接触が制限される中で、これまでのような参集型図書館では図書館機能も制限が課され続けてしまうことになる。このため、今後の公立図書館としては、図書館機能を再構し、資料提供サービスから情報サービスへ、参集型図書館から遠隔型図書館へと根本的に図書館モデルを転換していくが必要になるであろう。

引用文献

1. 西崎恵 (1991)『図書館法・新装版』pp36-37, 日本図書館協会
西崎は図書館サービスを規定した第3条について、図書館法において図書館奉仕という名称で図書館が提供する具体的なサービス活動を列挙しつつ、図書館の本質的機能として、図書館奉仕の観念を明らかにし、新しい図書館のあり方を明示したものと述べている。
2. COVID-19影響下における日本の図書館の対応状況はsaveMLAKによってデータ集計され公表されている。<https://savemlak.jp/wiki/covid-19-survey> (2020.8.31確認)
3. 日本図書館協会図書館ハンドブック編集委員会編 (2016)『図書館ハンドブック 第6版補訂2版』p.64
4. 近年の公共図書館における図書館サービスを総論・概説したものに嶋田学の論考があり、嶋田は公共図書館における図書館サービスを「利用者との関係性を前提とした「意味」を見だし、利用者に共感することで、そこで交わされるモノがその利用者固有の「意味」として観念され、ひとまとまりの「意味の流れ」が「ものがたり」として結実する」とし、単に整理された情報を提供するのではなく「ものがたり」として、利用者側へ踏み込んだ情報提供が必要であるとしている。嶋田学 (2018)「図書館サービス総論～資料提供サービスを核とした図書館の未来～」、『図書館界』70(1): 168-181
5. 日本図書館協会「緊急事態のもとでの図書館の対応について」http://www.jla.or.jp/home/news_list/tabid/83/Default.aspx?itemid=5278 (2020.8.31確認)
6. 日本図書館協会「図書館における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」<http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/content/information/gaidoline-corona0514.pdf> (2020.8.31確認)
7. 国際図書館連盟, COVID-19 and the Global Library Field.
<https://www.ifla.org/covid-19-and-libraries> (2020.8.31確認)
8. このハイブリッドライブラリーに関しては、文科省「これからの図書館の在り方検討協力者会議」において「印刷資料と電子情報を組み合わせることによってより大きな価値が生まれる。そのためには、印刷資料と電子資料の両方を統合して利用できる図書館（ハイブリッド図書館）が重要であり、それに対

応できる司書の配置が必要である。」とし、従来の参集型図書館として、読書施設、資料提供施設の機能を維持しつつ、ネットワークを用いて、電子サービスをも提供するといった、物理的資源とデジタルコンテンツのハイブリッド化を目指すという形を示している。これからの図書館の在り方検討協力者会議「これからの図書館の在り方検討協力者会議」これまでの議論の概要から。https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/giron/05080301/001.htm (2020.8.31確認)

9. 坂本俊 (2014) 「県立図書館の機能分担化にみる公共図書館のあり方について」, 『国語国文論集』 44 : 23-28
10. 裏田武夫 (1978) 『図書館学の創造』 pp13-15, 日本図書館協会

[2020. 9. 17 受理]

コントリビューター：町 博光 教授 (日本文学科・文学部)